

近世庄内の地主制

—俵田作・渡口米などについて—

本間勝喜

(一)

かって庄内では俵田（畑）作、俵田渡口米などの用語が使われていた。従来、「俵田（畑）作」を小作、「渡口米」を小作米とみなしてきたのであるが、大場正巳氏はその著『本間家の俵田渡口米制の実証分析－地代形態の推転－』（御茶の水書房刊）で、俵田渡口米を「当初から小作料といいかえ、一般化したのでは、本間家研究、庄内農業史を放棄したことになる」と従来の見解を批判し、独自な見解を示している。

大場氏の主張の基礎は、俵田渡口米を小作料ではなく、土地の生産力とするところにある。その「俵田渡口米制」の内容を簡単に紹介しておけば、俵田渡口米を土地の生産力（平年収穫高）とするが、また検地帳などの上からの石高把握に対する、地方による生産力把握をも意味する。具体的には、俵田作・渡口米收取とは、「宝暦頃にみる農民の俵田＝労働力つき田地の年季売譲による地引金の借用、そしてその地主（金主）の利子收取として、收取田地での生産の実現－生産物のすべては地主の所有に帰す、という関係」で、これは、労働力つき田地としてでなければ、土地が売買の対象となりえない生産力の段階、他方に、労働力つき田地をそれとして売り譲る階層、農奴主的・初期本百姓などの存在を前提としている。

歴史的には、農奴主的・初期本百姓経営の解体と、近世百姓の形成期における、一つの主要な過渡的形態の生産関係であり、また劣

働力地代から生産物地代への過渡的地代形態とする。

なお、この制度の成立を一八世紀中頃とするが、当時の農奴主的・初期本百姓的經營がなお幅広く存在していて、これ等の經營は商人高利貸資本による手代「代家經營」が現われる。ほぼ同時に俵田作の取得が展開し、むしろこれが「代家經營」よりも一般的な存在となるが、しかし分散田地における分散代家經營というべきもので、手作代家經營と本質は同じものとみるのである。

右のような制度としての俵田渡口米制は諸段階を経過するものの、一八世紀中頃より一九世紀末頃まで一〇〇年以上にわたって存在したとみている。

結局、大場氏による俵田渡口米制とは、まず渡口米は田地平年収穫高であり、ある田地が俵田作となつた場合、俵田作人より地主（金主）へ、その田地の収穫米がそのまま引渡されることである。これは、この制度が成立した宝暦頃以降においても庄内では農業の生産力が低く、質地地主小作関係が成立するような、必要分を超える剩余分が形成されておらず、従つて年貢上納などを理由に土地を売り譲る場合、利子分として土地の収穫物をすべて引き渡すような形でしか土地取引が成り立たなかつたことによると述べているようと思われる。

(二)

大場氏の右のような主張について、主として近世庄内の農村・農業を調査している一人として全く納得しがたいものであり、いくつかの問題点を感じざるをえない。以下、数点を列挙してみよう。

第一に、大場氏が「俵田渡口米」制の根柢とする史料は主として

証文の文言によるものであり、渡口米は平年収穫高であることを明瞭に示す史料を提示していないと思われる。しかも、俵田渡口米を「地方」による生産力把握とするにもかかわらず、民間慣行との関連が検討されていないのである。

第二に、現存する史料に、渡口米は収穫高の一部にすぎず、渡口米は小作料とするものが多々みられるのであり、大場氏もそのいくつかを眼にしている筈であるが、ほとんど検討しておらず、無視されていることである。

第三に、庄内の近世後期にあっても、「農奴主的經營」の存在をみており、また俵田渡口米制を労働力地代から生産物地代への過渡の形態とみる場合、大場氏の以前の「豊原村と家の形成過程」(『豊原村』第一章)で、小農民經營の成立を享保~宝曆頃に求められていたように思われることとどのうよに整合するのであるうか。大場氏の主張に沿えば、庄内での小農民經營の成立は明治末以降ということになろう。

第四に、一九世紀に入る頃から、不作引が惠与的に与えられて俵田作人の取分となつたとするが、実際に取分となつたという証明がされていない。また仮に取分となつたとして、このような不作引だけで、俵田作人が収穫物をそのまま引き渡すことを原則とする「地主小作」制度が、一時的、例外的にはともかく、一〇〇年以上にわたって存続したとはどうしても考えられないのである。

第五に、このような制度であるならば、不作引をめぐるトラブルにおいて、地主は土地取上げを有力な手段とし、それに対し俵田作人は「耕作権」を守らうとするのは、どのように説明されるのだろうか。むしろ、逆の対応こそ相応しいのではなかろうか。また俵田

作人の交代による別小作も、俵田渡口米を大幅に引下げるなど特別な事情を想定しなければ行いえないと考えられるが、実際にはそのようなこともなく比較的容易に行われているのは何故だろうか。

このうような疑問に立って、大場氏の主張に対して反証した拙論をすでに発表しているが、今度、村落研究会の大会が庄内で開催される機会に、改めてこの点について述べてみたいと考える。

(注)拙稿「近世庄内における小作人取分について」(東北史学

余編『歴史』第六十六輯)